

一般社団法人群馬県猟友会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県猟友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(ブロックの設定)

第3条 本会は、群馬県の地域を区分し、北部ブロック、西部ブロック及び東部ブロックの3ブロックを置く。このブロックの区域については、規約で定める。

(支 部)

第4条 本会は、総会の議決を経て支部を置くことができる。

(目 的)

第5条 本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、野生鳥獣の保護、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 狩猟関係法規の周知徹底に関すること。
- (2) 野生鳥獣の保護増殖に関すること。
- (3) 有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (4) 猟区の維持管理に関すること。
- (5) 狩猟行政への協力に関すること。
- (6) 射撃技術の向上を図ること。
- (7) 猟犬の改良及び優良品種の普及を図ること。
- (8) 狩猟に関する知識の普及及び技能の向上を図ること。
- (9) 狩猟事故共済及びハンター保険に関すること。
- (10) 射撃場の管理運営に関すること。
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第7条 本会の会員は、群馬県内の狩猟者で構成する団体とし、地区猟友会という。

2 地区猟友会を代表し統括する者を地区会長、団体を構成する者を地区会員という。

3 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会費及び入会金)

第8条 会員は、その地区会員 1 人につき、総会で定める額の会費を納入しなければならない。

2 会員は、地区猟友会の新規加入者あるいは3年以上地区会員を離脱し再加入する者 1 人につき、総会で定める額の入会金を納入しなければならない。

(入 会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承諾を得なければならない。この場合は、会則その他団体の実態を明らかにする書類を申込書に添付しなければならない。

(退 会)

第10条 会員は、次の事由によって退会する。

(1) 会員としての資格の喪失

(2) 除名

2 会員は、前項の規定によるほか、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(会員としての資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 会員が解散したとき。

(除 名)

第12条 会員が、この定款又は本会の規約・規程・規則等に違反したとき、本会の名誉をき損したとき、その他除名すべき正当な事由があるときには、総会において総会員数の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合においては、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 地区会員が、この定款又は本会の規約・規程・規則等に違反したとき、本会の名誉をき損したときには、理事会において当事者等に事情を聴取し当該地区会員の所属する会員に当該地区会員の除名等処分を勧告することができる。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類別)

第13条 本会に次の役員を置く。

理 事 15人以上 18人以内

監 事 4人以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

- 4 会長以外の理事のうち3人以内を副会長、5人以内を常任理事とすることができる。
- 5 副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(選 任)

第14条 理事及び監事は、総会において地区会員の中から選任する。

- 2 監事については、総会の議決を経て、地区会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び常任理事は、理事会において理事のうちから選定する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 役員に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(職 務)

第15条 会長は、本会を代表し、総会及び理事会の議決に従って会務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。また、あらかじめ理事会の定める順序に従い、会長に事故あるときはその業務執行にかかる職務を代行し、会長が欠員のときは、その業務執行にかかる職務を行う。
- 3 常任理事は、会長、副会長と共に常任理事会を構成し、次の事項を協議又は検討し、理事会に諮るものとする。この常任理事会の運営方法等については、規約で定める。
 - (1) 本会としての早急な対応方針
 - (2) 本会の今後の改革に向けての方針案
 - (3) その他会長が特に必要と認めた事項
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、職務を執行する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の会計・財産及び理事の業務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
 - (2) 財産の状況又は業務の執行につき不正な事実があると思料するときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、増員による監事を除きそれぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員数の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、有識者の中から、理事会の推薦によって、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 参与は、本会の運営について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第4章 総 会

(総会の開催)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、理事会において必要と認めたとき、会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき開く。

(総会の招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は、総会の開催の日の10日前までに、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第3項の規定による会員からの請求があつたときは、その請求のあつた日から起算して30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決権数等)

第22条 総会における議決権の数(以下「議決権数」という。)は、地区猟友会を構成する者が100人以内のものは1個、101人以上200人以内のものは2個、201人以上300人以内のものは3個、301人以上400人以内のものは4個、401人以上のものは5個とする。

- 2 総会に出席する会員は、地区会長とする。
- 3 地区会長がやむを得ない理由により総会を欠席する場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は当該地区会から代理人を出席させ、表決を委任することができる。代理人を出席させる場合には、あらかじめ代理人

を証する書面を総会開会前に本会に提出しなければならない。

- 4 前項の代理人が行使できる議決権数は、当該地区猟友会が有する議決権数とする。
- 5 第3項の規定により、議決権を行使した会員は、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第23条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 会費、入会金、使用料、手数料の賦課額及び徴収方法
- (3) 定款の変更
- (4) 規約・規程・規則等の制定、変更及び廃止
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の定足数及び議決)

第24条 総会は、総議決権数の2分の1以上にあたる議決権数を有する会員が出席しなければ開くことはできない。

- 2 総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別の定めがある場合を除き、出席した会員の有する議決権数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項前段の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。
- 4 前項の規定に関わらず、次の決議は会員の半数以上であって議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会において出席した会員のうちから選任する。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員の中から議長が指名した議事録署名人2人以上が、これに記名押印しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所

- (2) 会員の現在数、出席会員数、出席者の氏名(書面表決者及び代理出席者にあつてはその旨)、総議決権数及び出席会員が有する議決権数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人に関する事項
- (6) 総会に出席をした会長、副会長、理事、監事の氏名
- (7) その他法令で定める事項

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の種類、開催及び招集)

第 28 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とし、通常理事会は毎年 2 回開催し、臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき又は監事から招集の請求があつたときに、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があつたときは、各理事が招集する。

2 理事会の招集は、理事会の開催の日の 7 日前までに、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある時は、この手続を省略することができる。

3 第 1 項の理事又は監事からの請求の場合には、請求のあつた日から起算して 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の権限)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会に付すべき事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監査
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(理事会の定足数及び議決)

第 30 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 理事会の議事は、議事について特別の利害関係を有する理事を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項前段の場合において議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

4 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、この議事録に記名押印する。

(理事会の議長)

第31条 理事会においては、会長が議長となる。

第6章 資産及び会計

(財産の種類)

第32条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

(2) 一般社団法人への移行日以後に基本財産として寄付された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第33条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録その他参考となるべき書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で総会の承認を得るものとする。

2 前項の書類の他、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第37条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した会員の有する議決権数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(剰余金の分配)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 補 則

(公 告)

第43条 本会の公告は、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(委員会の設置)

第45条 本会の適切な業務の執行を図るため、規約の定めるところにより、委員会を置く。

2 委員会は、理事会の承認に基づき設置するものとし、委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は石関 吉幸、副会長は仲澤 太郎、川端 正二、常任理事は福田 弘幸、星野 公とする。